

一宮監公表第7号

平成28年11月25日

一宮市監査委員	佐藤章次
一宮市監査委員	岸澤修
一宮市監査委員	岡本将嗣
一宮市監査委員	柴田雄二

一宮市職員措置請求について（公表）

地方自治法第242条第1項の規定に基づく一宮市職員措置請求（住民監査請求）に対し、同条第4項の規定による監査を実施しましたので、その結果を次のとおり公表します。

一宮市職員措置請求に係る監査結果報告

1 措置請求の概要

- (1) 平成 28 年 9 月 26 日、一宮市居住の A 氏、B 氏（以下「請求人」という。）から地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく一宮市職員措置請求（以下「請求」という。）があった。

この請求は、所定の法定要件を具備しているものと認められたので受理した。

なお、請求の要旨は、平成 28 年 10 月 19 日付け「一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について」の文書により、一部修正された。また、前記の文書及び平成 28 年 10 月 25 日付け「一宮市職員措置請求書の追加資料について」の文書により、追加資料が提出された。

本請求は、市が社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と締結した平成 20 年度から平成 27 年度までの一宮市育児支援家庭訪問事業委託契約において、契約締結に当たり見積書を提出させることなく、合理的な根拠もない介護報酬の訪問介護費を契約単価とした結果、各年度に支払われた委託料が社協の育児支援家庭訪問事業の経費と比較して過大な支出となっており、一宮市委託料交付要綱に基づく精算も行われていなかったため、市に社協の当該事業の収支差額分である平成 20 年度から平成 27 年度までの合計 2,155,016 円の損害が発生しているとして、その損害額のうち平成 20 年度から平成 26 年度までの合計額 1,690,834 円を社協に返還させること、及び平成 27 年度分 464,182 円を子育て支援課長に弁済させることを求めているものと解される。

- (2) 請求書及び事実を証する書類として提出されたものは、別紙のとおりである。

2 監査の実施

- (1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づいて、請求人から請求の要旨を補足するために、平成 28 年 10 月 26 日に陳述を聴取した。

陳述では、請求人が請求を提出するに至るまでの経緯やその背景についての説明があった。

(2) 監査対象事項

本請求の内容及び陳述から、一宮市育児支援家庭訪問事業委託料(以下「委託料」という。)が違法又は不当な公金の支出に当たるかどうかを監査対象事項として、次の2点に重点を置き、監査を実施した。

①市が社協と締結した一宮市育児支援家庭訪問事業委託契約において、契約単価に介護報酬の訪問介護費を適用した本件の委託料が、社協が消費した当該事業に係る経費と比較して過大になっているか否か。

②当該委託料について、市が一宮市委託料交付要綱を適用せず、精算を行わなかったことが適当であるか否か。

なお、請求人は、平成20年度から平成27年度までに支出した委託料を請求の対象としているが、平成20年度から平成26年度までに係る委託料については、いずれも当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しており、本請求が当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したことについて正当な理由も疎明されておらず、法第242条第2項に定める要件を具備していない。したがって、平成27年度に支出した委託料のみを監査対象とした。

(3) 関係職員の事情聴取及び関係書類の調査並びに関係人の調査協力

本請求の対象となっている委託料の所管課であるこども部子育て支援課を監査対象部課とし、関係書類の提出を求め、調査を行うとともに、こども部長、こども部次長、子育て支援課長及びその他関係職員から事情聴取した。

また、法第199条第8項の規定に基づき、社協を関係人とし、関係書類の調査及び質問書による回答などの協力を得た。

3 事実の調査

関係書類の調査及び関係職員からの事情聴取並びに関係人調査により得られた結果は次のとおりであった。

(1) 一宮市育児支援家庭訪問事業について

ア. 概要

本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 に規定する「養育支援訪問事業」として実施するものであり、希望者からの申出により実施するものではなく、対象家庭等の客観的状況から市が児童の養育について支援が必要であると判断した家庭に対して実施するもので、訪問支援を受ける者に対して費用負担は求めないものである。

訪問支援の対象家庭については、児童に関する関係機関及び施設等からの要支援情報を中核機関である子育て支援課が集約し把握する。把握された対象家庭に対し、一宮市要支援児童対策連絡会議、一宮市要保護児童対策地域協議会等で支援の必要性及び支援方法等が検討され、要件を満たしている場合に、市が訪問支援の実施を決定し、訪問支援計画書を策定する。

訪問支援の内容は、育児・家事訪問支援と専門的訪問支援の 2 種類である。

育児・家事訪問支援は、訪問支援計画書に基づき、市が選任した訪問支援者を派遣して実施するものであるが、訪問支援の実施決定及び支援内容の決定に係る事務を除き、適切に訪問支援を行うことができると認められるものに委託している。育児支援の内容は、養育者に対する簡易な育児相談・指導、児童の保育等であり、家事支援の内容は、調理や食事の世話、衣類の洗濯・補修、住宅の掃除・整理整頓、生活必需品の買物等である。

また、専門的訪問支援は、訪問支援計画書に基づき、専門的援助を実施することができる保健師、助産師、看護師、保育士その他の資格を有する職員を訪問支援者として派遣して実施するもので、専門的訪問支援の決定がなされた家庭に対して、市の職員である市民健康部健康づくり課所属の保健師が訪問する。

なお、本事業に要する経費に充てるため、国の子ども・子育て支援交付金及び県の地域子ども・子育て支援事業費補助金として、それぞれ対象経費の 3 分の 1 相当額が交付されている。

イ. 対象家庭について

支援の対象となるのは、子育てに対して不安や孤独感等を抱える家庭、児童に対する虐待のおそれがある家庭、ひきこもり等家庭養育上

の問題を抱える家庭、児童が児童福祉施設等を退所後又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けた指導が必要な家庭、児童の心身の発達や出生の状況等から心身の発達に関して諸問題を有しており、将来、精神、運動及び発達面等において障害を生じるおそれのある児童のいる家庭、妊娠等について悩みを抱え、妊娠期から出産後の養育についての支援が必要な妊婦（特定妊婦）のいる家庭などで、市が支援を必要と判断した家庭である。また、要件として、個別の状況からみて他に支援の方法がなく、訪問支援による効果が期待でき、対象家庭が支援の実施に同意していることが必要である。

(2) 一宮市育児支援家庭訪問事業実施要綱（以下「要綱」という。）は、次のとおりである。（関連部分のみ抜粋）

（事業の目的）

第2条 本事業は、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援（以下「訪問支援」という。）を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする。

（事業の基本的性質）

第3条 本事業は、対象となる児童や家庭の客観的状況から判断して訪問支援を行うものであり、訪問支援を受けたい者からの申請に基づき実施することはしないものとする。

2 訪問支援を受ける者に対して費用負担は求めないこととする。

（育児・家事訪問支援の実施）

第10条 育児・家事訪問支援は、訪問支援計画書に基づき、市長が選任した訪問支援者を派遣して実施するものとする。

2 訪問支援者には別に定めるところにより報酬を支払うことができる。

3 市長は、育児・家事訪問支援について、訪問支援の実施決定及び支援内容の決定に係る事務を除き、適切に訪問支援を行うことができると認められるものに委託することができる。

（雑 則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な

事項は、別に定める。

なお、要綱第 10 条第 2 項で規定している訪問支援者への報酬について別で定めたものはなかったが、市からの聞き取りによると、市長が訪問支援者を選任して派遣した場合に支払うものであり、現状選任して派遣していないため定めていないとのことであった。

また、要綱第 10 条については、一宮市育児支援家庭訪問事業実施について（内規）（以下「内規」という。）で次のとおり規定している。（関連部分のみ抜粋）

4 育児・家事訪問支援の実施

要綱第 10 条に定める育児・家事訪問支援は、次に掲げるとおり実施するものとする。

- （1）子育て支援課の担当者等が事前訪問を実施して対象家庭のヘルパー派遣受入について勧奨及び意思確認を実施する。
- （2）ヘルパー派遣は、別に定めるところにより社会福祉法人一宮市社会福祉協議会に委託して実施することとし、ヘルパーの初回訪問時には事前訪問を実施した担当者が同行する。

（3）一宮市育児支援家庭訪問事業委託契約について

ア．契約締結について

①契約相手の選定

市は、平成 20 年に育児支援家庭訪問事業の開始を検討した際、育児・家事訪問支援は要綱第 10 条第 3 項に基づき委託することとし、委託業者の選定に当たっては、本事業が単に育児や家事の代行をするものではなく、精神疾患や知的障害などの困難な事情を抱えている家事・育児能力が低い家庭にヘルパーを派遣して、育児や家事の相談、指導を含めた役割を担うものであるため、このような困難事例の業務について豊富な経験実績があり、市の求めに応じて適時かつ柔軟に派遣ができる事業者として社協を選定した。

なお、委託先については、内規 4（2）で、「ヘルパー派遣は、別に定めるところにより社会福祉法人一宮市社会福祉協議会に委託して実施すること」と規定しているが、このことについて、市からの聞き取りによると、当該内規は本事業が新規事業であるため職員に

事業内容を周知することを目的として作成されたものであり、委託先を定める意図はなかったとのことであった。

②契約金額

市は、本事業の開始に当たり、ヘルパー派遣という業務内容が介護保険の訪問介護と類似しているため、介護報酬の訪問介護費を参考に社協と交渉し、育児支援に係るヘルパー派遣については、身体介護が中心である場合の4,020円を、家事支援に係るヘルパー派遣については、生活援助が中心である場合の2,080円を単価として設定した。その後は毎年度契約締結時に社協と価格交渉を行っていたとのことであるが、価格交渉を行った記録、決裁等は作成されていなかった。また、介護報酬は3年ごとに改定されるにもかかわらず、事業開始当初から契約単価が変更されていなかったが、このことについては、介護報酬は委託料の単価を決める際に参考としたものであり、介護報酬の改定や介護保険における特定事業所加算及び処遇改善加算の導入に伴い社協から単価引上げの要望があったものの、交渉の結果、単価を据置きとしてきたとのことであった。

なお、平成27年度は、見積額は価格交渉の際に口頭で確認しているとのことで、見積書の提出依頼の決裁は作成されておらず、見積書も提出されていなかったが、平成28年度は是正されていた。

③契約方法

本契約の契約締結に係る決裁文書を確認したところ、性質又は目的が競争入札に適しない場合の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約により契約締結がなされていた。

イ. 委託料の支払の手續について

契約書に基づき、毎月1か月間の業務を取りまとめた育児・家事訪問支援業務報告書（以下「報告書」という。）を添付した請求書が社協から提出されていた。市は、報告書の内容を精査し、履行確認のための決裁を採り、請求書に基づいた委託料を支出負担行為決議書兼支出命令書により支払っており、報告書、請求書及び支出負担行為決議書兼支出命令書を確認したところ、訪問支援の回数、実施時間及び請求金額に誤りはなく、適正に委託料の支出がなされていた。

また、実施時間について、社協の当該事業の活動記録簿を確認したところ、常勤ヘルパー派遣 129.5 時間、非常勤ヘルパー派遣 295.5 時間の合計 425 時間で、報告書と時間数は一致した。なお、活動記録簿は、対象家庭ごと、派遣されたヘルパーごとに毎月作成されており、訪問実施日、訪問時間等が記載され、実施日ごとに対象家庭の確認印が押されていた。

(4) 社協の当該事業に係る経費について

社協の当該事業における経費の決算額は次表のとおりであった。

支出科目	金額 (円)	摘要欄
人件費	317,150	非常勤ヘルパー給与
	646	法定福利費
事業費	20,000	保険料
事務費	4,400	旅費交通費
	15,423	事務消耗品費
	30,774	燃料費
	21,425	通信運搬費
負担金	10,000	各種研修会負担金
合計	419,818	

社協からの聞き取りによると、社協の当該事業に係る経費の合計 419,818 円は、当該事業の費用として明確になっている経費のみを計上しており、人件費には非常勤ヘルパーの派遣に係る経費しか計上されておらず、実際にはこの他に、本契約により派遣された常勤ヘルパーの人件費や、事務局職員の人件費、事務所等賃借料、車両管理費などの間接的経費が掛かっているとのことであった。また、常勤ヘルパーの人件費や間接的経費については、社協のヘルパー派遣事業の中核である指定訪問介護事業と障害福祉サービス事業の 2 事業に計上しており、当該事業のような規模の小さい事業への按分作業は行っておらず、決算書には計上していないとのことであった。

そこで、社協の当該事業の決算に計上されていない常勤ヘルパーの人件費を試算した。この試算に当たり使用する数値を次のとおりとし、常勤ヘルパーの時給額の設定には、社協における平均的な常勤ヘルパーの人件費を参考とした。

- ・ 常勤ヘルパーの時給として設定した額 2,702 円
 = 平均的な常勤ヘルパーの年間総人件費相当額 5,089,000 円
 (時間外手当を除く) ÷ 規定年間勤務時間 1,883 時間
- ・ 常勤ヘルパーの派遣時間 129.5 時間 (活動記録簿による実数)

試算による常勤ヘルパーに係る人件費は、常勤ヘルパーの時給設定額 2,702 円に派遣時間数 129.5 時間を乗じた 349,909 円となるため、社協の当該事業における支出の決算額 419,818 円にこの試算額を加えると 769,727 円となり、委託料 884,000 円に対して 87%程度の金額となった。

(5) 一宮市委託料交付要綱に基づく精算について

市は、育児・家事訪問支援を実施する必要が生じた場合に、受託者である社協に対してヘルパーの派遣を依頼し、契約書等に基づく業務を行わせていた。その委託料は、契約書に基づき 1 か月ごとに取りまとめられ提出された報告書による履行確認の後に、その業務実績である訪問支援の回数、実施時間の対価として支払われていた。

市は、本契約は、事業の一部である育児・家事訪問支援の業務を要綱第 10 条第 3 項に基づき委託するものであり、一宮市委託料交付要綱で規定している、市が行う事務・事業のうち、その性質上市以外の団体等に依頼して事務・事業を行わせる委託事業に該当するものではないとの認識から、一宮市委託料交付要綱に基づく委託事業計画も作成しておらず、精算も行っていないとのことであった。

なお、一宮市委託料交付要綱は、次のとおりである。(関連部分のみ抜粋)

(委託料)

第 2 条 この要綱において、「委託料」とは、市が行う事務・事業のうち、その性質上市以外の団体等 (以下「団体等」という。) に依頼して行わせる事務・事業 (以下「委託事業」という。) に要する経費をいう。

(委託料の算出)

第 3 条 委託事業の実施に必要な経費は、委託事業の種別ごとに予算の範囲内において別に算出した額とする。

(事業の委託)

第4条 団体等に委託事業を行わせようとするときは、主管課は、あらかじめ委託事業計画を定め、市長の決裁を受けなければならない。

〔中略〕

5 委託料は、その目的以外に使用してはならない。

(委託料の経理及び精算)

第5条 団体等は、委託事業の帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保管し、委託料の使途を明らかにしておかなければならない。

2 委託を受けた団体等は、委託事業が完了したときは、別記第4号様式の委託料精算書及び別記第3号様式の請求書を市長に提出しなければならない。

(義務違反に対する長の措置)

第6条 市長が委託事業の目的を達成するために必要と認めたときは、委託を受けた団体等に対し、当該委託事業の実施について必要な指示を行い、若しくは報告書の提出を求め、又は職員をして実地調査させるものとする。

2 市長は、委託事業の実施が委託した事業と異なるとき、不相当と認めるとき、又は第4条第5項の規定に違反するときは、その委託事業を中止させ、若しくは変更させ、又は既に交付した委託料を返還させることができる。

4 判断

平成27年度の委託料の支出について、次のように判断する。

請求人は、本事業の委託契約において見積書を提出させることなく、合理的な根拠もない介護報酬の訪問介護費を契約単価とした委託料が社協の当該事業の経費と比較して過大な支出となっており、一宮市委託料交付要綱に基づく精算も行われていなかったことは、一宮市委託料交付要綱に違反し、違法・不当な公金の支出であると主張している。

市は、事業開始時において、委託する業務が単に育児や家事を代行するものではなく、精神疾患や知的障害などの様々な要因で育児・家事支援が必要となっている家庭に対して、育児や家事の相談及び指導を含めた役割を担うため、その業務に対応できる経験を有し、市からの要請に

速やかにヘルパーを派遣することができる事業者として、契約の相手方に社協を選定し、また、ヘルパー派遣という業務内容が介護保険の訪問介護に類似していることから、介護報酬の訪問介護費を参考にして社協と委託料の交渉を行い、契約単価を決定している。これらのことについては、新規事業として手探りの状態で立ち上げなければならない事情を鑑みればやむを得ないものとする。しかしながら、平成 27 年度については、既に事業開始時から数年が経過しており、事業を継続している中で一定の知識、経験などの情報を蓄積してきているにもかかわらず、契約単価について他の事業者と比較検討していないことは、競争性を損なっていると言わざるを得ないが、契約締結時には事業開始時の契約単価を基に社協と価格交渉を行っており、経済性を全く欠いているとまでは言えない。

次に、平成 27 年度の委託料に対する社協の当該事業の経費であるが、決算書上では非常勤ヘルパーの派遣に係る人件費など当該事業の費用であることが明らかな経費しか計上されておらず、当該事業に派遣された常勤ヘルパーの人件費や、社協事務局職員の人件費など間接的経費が按分して計上されていない。そこで、先に述べたとおり、当該事業に係る常勤ヘルパーの人件費を試算し、社協の当該事業における支出の決算額に加えたところ、委託料に対して 87% 程度の金額となった。この他にも按分されていない間接的経費が相当額あることを鑑みれば、社協の実質的な支出が収入を上回っていると推認しても差し支えないと考える。したがって、確かに社協が開示している事業区分別の資金収支内訳表においてプラスの収支差額はあるが、常勤ヘルパーの人件費や間接的経費を加味すると、収支差額がマイナスになることも考えられ、委託料が過大な支出になっているとは言えない。

最後に、一宮市委託料交付要綱に基づく委託料とは、市が行う事務・事業のうち、その性質から市が判断して市以外の団体等に依頼して行わせる委託事業の実施に対し必要な経費のみを支払うものであり、概算払いに伴う精算を要するものと解されるので、適用するかどうかは市の裁量に委ねられていると考えられる。したがって、育児支援及び家事支援のためのヘルパー派遣業務について、市が一宮市委託料交付要綱を適用しないと判断したことは裁量の範囲内であり、要綱第 10 条第 3 項に基づいて社協と単価契約を締結し、ヘルパー派遣の業務実績の対価として委託料を支払い、その委託料を精算させていなかったことに問題はない。

以上のことから、市の損害は認められないと判断する。

なお、支出負担行為、支出手続等は、適正に行われており、違法性はないと判断する。

5 結論

以上、これまでに述べたとおり、平成 27 年度の委託料の支出は、違法又は不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がないことから、請求は棄却する。また、平成 20 年度から平成 26 年度までの委託料に対する請求は、2（2）監査対象事項で述べたとおり法第 242 条第 2 項に定める要件を具備していないことから却下する。

6 意見

請求人の請求とは別に、本請求に基づく監査を実施した結果、次のような点がみられたので、以下に意見を述べる。

契約相手の選定及び契約単価について

先に述べたとおり、本事業開始時において契約の相手方に過去の実績や対応の適時性・柔軟性から社協を選定したこと及び介護保険の訪問介護と業務内容が類似していることから介護報酬の訪問介護費を参考にして社協との価格交渉を行い、契約単価を決定していたことについてはやむを得ないものである。しかし、毎年度価格交渉をして契約単価を決定していることを踏まえても、社協のみを受託者として内規で定め、契約締結していることについては、公正性、競争性、経済性の観点から疑義が生じかねない。したがって、受託者を定めた内規の改正や他の事業者からの見積書徴収などを検討して、より明確で適正な契約事務を執り行われたい。

一宮市職員措置請求書

こども部子育て支援課長は市に 464,182 円弁済すること。

1. 請求の趣旨

子育て支援課長等は、一宮市社会福祉協議会（以下社協という）に対する育児支援家庭訪問事業において、平成20年度事業開始以来平成27年度まで社協に見積書を提出させることもなく、平成18年度発行（3年おきに発行）の「介護報酬の解釈」P144 ページの1訪問介護（単位数表・留意事項通知）ほとんど関係ないのに、育児支援を実施するための派遣料（1時間当たりの委託料）を、訪問介護費 「イ身体介護中心である場合（2）の 4,020 円」を適用し、家事支援を実施するための派遣料（1時間当たりの委託料）を、「ロ生活援助が中心である場合（1）の 2,080 円」を適用し、契約を締結し、事業終了後に決算書等提出させることもなく、同じ単価で委託料を支払ってきました。（尚、平成20年6月30日締結の業務委託契約書第4条記載の要綱第6条第1号に定める・要綱第6条第2号に定めるはいずれも第5条の間違です。）

結果として、委託料に合理的根拠は何もなく、社協が毎年事業活動収支差ゼロの計画ですが、毎年高い収益率で、20年度事業開始以

来27年度までの8年間の平均収益率は56%となっています。

27年度社協計画では、事業収入は市から委託料540千円、事業支出は非常勤職員給与支出315千円等合計で540千円、事業活動収支差額ゼロの計画となっておりますが、市は契約に基づく単価に時間数をかけた金額792千円を当初予算とし、更に12月補正予算298千円を計上し合計1,090千円の予算に対し最終的には884千円の支払いを行いました。一方事業支出は非常勤職員給与支出317千円等合計で420千円であったため事業活動収支差額は464,182円の黒字となっております。

市から社協への委託事業は27年度8事業ありましたが、委託事業の計画書・見積書・決算書（精算書等を含む）すべてを入手していないのは育児支援家庭訪問事業のみです。このような状況下での、担当課の無責任な価格提示により、非常に高い事業活動収支差率（56%）が生まれています。その次に高いのはシルバーハウジング生活援助員派遣事業は収支差率11.%です。他では委託料返還でゼロの事業が2事業、ゼロの事業が2事業、赤字が2事業となっています。

上記の通り全く根拠のない委託料が設定されており、事業終了後精算を行い、社協が残額分（収支差額）を市に返還させるべきですが、

社協には落ち度が少なく、市主導で一方的に行われており、しかも市長と社協会長との委託契約で時間当たり単価が決められており社協に返還を求めることは無理があり、一方的に社協との打ち合わせもなく根拠のない価格を決め社協の要求以上の委託料を支払い、市に損害を与えている責任者である担当課長に、27年度事業決算の事業活動資金収支差額464,182円(27年10月27日～28年4月27日支払い分513,760円の内より)の弁済を求めるとともに関係者に対する処分を求めます。

尚、28年度についても社協が事業活動収入として、受託金540千円を見込み、事業活動支出も540千円を見込み、事業活動収支差ゼロの計画に対し、市は相変わらず、社協と打ち合わせすることなく、根拠のない単価のままで、社協に「お見積書」を市主導で提出させ、それを基に契約書を締結し、27年度と同様の792千円の当初予算ですが、28年4月～8月までの5カ月間ですでに435千円(社協計画の80%強)の支払金額が確定しています。

(5月～8月支払い分に8月発生、9月支払予定分69,680円を含む)
このままの状態ですと28年度も社協に対して、社協が必要としている以上の委託料を払うことになり、その分市に損害を与えること

になりますので、29年度金額確定時点で残金があれば、一宮市職員措置請求で市長に対し弁済を求める予定です。

2. 請求者 {質問等連絡は [REDACTED] までお願い
致します。}

住所

職業

氏名

(省略)

住所

職業

氏名

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成28年9月26日

一宮市監査委員殿



添付資料

1. 資金収支明細表から作成した、年度別育児支援家庭訪問事業
(社協公開資料から作成)
2. 平成27年度 一宮市社会福祉協議会 資金収支内訳表
3. 一宮市育児支援家庭訪問事業委託契約書(20年度)
4. 訪問介護費：市委託料の根拠(市から入手分)
5. 27年度 歳出予算整理簿
6. 28年度 歳出予算整理簿
7. 社協28年度育児支援家庭訪問事業計画書(インターネット)
8. 28年度お見積書
9. 市の社協に対する委託金の精算状況等
27年度委託先の残金に対する返金状況
10. 27年度シルバーハウジング生活援助員派遣事業見積書

一宮市職員措置請求書の修正と追加資料について

平成28年10月19日

一宮市監査委員殿

住所

氏名

(省略)

住所

氏名

平成28年9月26日付にて提出いたしました「一宮市職員措置請求書について、下記の通り修正、追加資料の提出を致します。

記

修正内容：

1. 2行目

②平成20～26年度残金額合計1,690,834円に対し一宮市社会福祉協議会に返還を求めること

2. 請求の趣旨に追加

②の請求の趣旨

一宮市委託要綱第4条第5項・第6条2項による。尚、特例が認められない場合は、社協にて使用できないお金であり、返還するよう指導をお願いいたします。

追加添付資料

1. 一宮市委託料交付要綱

2. 社協27年度育児支援家庭訪問事業計画書

3. 育児支援家庭訪問事業月別委託料発生状況表

4. 相談支援事業

5. 生活支援・介護予防基盤整備事業関係資料一式

以上



一宮市職員措置請求書の追加資料について

平成28年10月25日

一宮市監査委員殿

住所

(省略)

氏名

平成28年9月26日付にて提出いたしました「一宮市職員措置請求書について、下記の通り追加資料の提出を致します。

記

追加添付資料 (2回目)

④相談支援事業

以上

